

札幌市監査委員 藤 江 正 祥
同 愛 須 一 史
同 鈴 木 健 雄
同 國 安 政 典

定期監査等の結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第1項、第2項、第4項及び第7項に基づき、下記の部等を対象として監査を行ったので、同条第9項の規定により、その監査の結果に関する報告を別紙のとおり提出します。

なお、監査の対象、指摘件数等は下記のとおりです。

記

1 定期監査等（事務監査）

局・区名	対象部	指摘事項の区分							意見	順守
		収入	支出	財産	行政運営	学校運営	その他	合計		
総務局	東京事務所									
デジタル戦略推進局	スマートシティ推進部		1					1		
	情報システム部		1					1		1
財政局	財政部		1					1		1
	南部市税事務所		1					1		
	西部市税事務所	1	1					2		

局・区名	対象部	指摘事項の区分							意見	順守
		収入	支出	財産	行政運営	学校運営	その他	合計		
保健福祉局	総務部		2	1			1	4	2	2
	監査指導室									
	保健所 (医療対策室を除く)	1	4	2				7	1	2
	衛生研究所				1			1		
子ども未来局	子育て支援部		1				1	2		1
	児童相談所		3	1			1	5		1
教育委員会	学校教育部		2					2	1	4
	市立学校		3	1		2		6		2
6局	13部・20校	2	20	5	1	2	3	33	4	14

※ 「順守」は基本的順守事項を表す。

2 定期監査等（工事監査）

局・区名	対象部	指摘事項の区分					意見
		設計	監理	事務	その他	合計	
建設局	土木部 (維持担当部を除く)	1	1	1		3	
都市局	建築部	1	3			4	
中央区	土木部						
西区	土木部						
手稲区	土木部						
5局（区）	5部	2	4	1		7	

3 財政援助団体等監査

対象団体名	監査の種別	指摘事項	意見
社会福祉法人神愛園	財政援助団体		
	公の施設指定管理者		1
公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会	出資団体		1
	公の施設指定管理者	2	
特定非営利活動法人ワーカーズコープ	財政援助団体		
	公の施設指定管理者		
社会福祉法人札幌市社会福祉協議会	財政援助団体	3	
	公の施設指定管理者	5	
社会福祉法人札幌厚生会	財政援助団体		
	公の施設指定管理者		1
社会福祉法人札幌慈啓会	財政援助団体	1	
	公の施設指定管理者	3	1
社会福祉法人救世軍社会事業団	財政援助団体	1	
	公の施設指定管理者		
社会福祉法人発寒子どもの園	財政援助団体		
	公の施設指定管理者		
社会福祉法人ろうふく会	財政援助団体	1	
	公の施設指定管理者		
社会福祉法人札幌全育会	財政援助団体	1	
	公の施設指定管理者		
一般財団法人札幌市下水道資源公社	出資団体	2	3
11 団体		19	7

財政援助団体等監査

令和4年度財政援助団体等監査報告書

令和4年度財政援助団体等監査の実施結果について、以下のとおり報告する。

なお、監査の実施に当たっては、札幌市監査委員監査基準（令和2年3月26日監査委員決定）に準拠した。

監査の種別

財政援助団体監査、出資団体監査及び公の施設指定管理者監査

監査の対象

対象団体名	監査の種別	財政援助団体	出資団体	公の施設指定管理者
社会福祉法人神愛園		○		○
公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会			○	○
特定非営利活動法人ワーカーズユープ		○		○
社会福祉法人札幌市社会福祉協議会		○		○
社会福祉法人札幌厚生会		○		○
社会福祉法人札幌慈啓会		○		○
社会福祉法人救世軍社会事業団		○		○
社会福祉法人発寒子どもの園		○		○
社会福祉法人ろうふく会		○		○
社会福祉法人札幌全育会		○		○
一般財団法人札幌市下水道資源公社			○	

監査の着眼点（評価項目）

上記「監査の対象」の事務におけるリスクのうち、市民等への影響、発生頻度等を考慮し特に重要と考えられるリスクを、監査上の重要リスクとし、対応する監査の着眼点（評価項目）を設定した。

着眼点（評価項目）は、102ページからの別表のとおりである。

監査の実施内容

監査の範囲	主として令和3年度における財政援助、直近の決算終了期の事業及び公の施設の管理に係る出納その他の事務
監査の方法	前記事務を対象として、関係書類の抽出による検査及び関係職員からの説明聴取により実施した。
監査の期間	令和4年9月1日から同年12月19日まで

監査の結果

対象となった事務について、一部の団体を除き、次のとおり指摘すべき事項等がみられた。改善措置を要すると認められた事項については、所管部局において対象団体に対する適切な指導監督等を行われたい。

1 財政援助団体監査

(1) あったか応援資金の債権管理状況を適正に反映した決算を行うべきもの

【社会福祉法人札幌市社会福祉協議会】

平成19年度及び20年度に、札幌市から貸付原資4億7,500万円の貸付を受け、札幌市の施策として当法人が実施した「あったか応援資金」の貸付に関して、当法人は札幌市から債権管理事業補助金（令和3年度は429万円）の交付を受け回収等を行っている。当法人が回収不能債権として整理した債権（令和3年度末時点で約2,000万円）があるものの、当法人の令和3年度決算において経理規程に基づく徴収不能引当金の計上を行っていないかった。

これは、当法人と札幌市との間で、回収不能債権の処理をどちらが行うか結論が出ていないことに起因し、また、債権管理業務を札幌市が引き継ぐのか否かが明確になっていないことも関連している。徴収不能引当金の未計上については、前回監査時（平成29年度）においても、当法人から上記について札幌市と協議中の旨回答を得ているが、今回の監査までの間に当法人と札幌市による協議の場は令和元年度に一度あったものの、前回監査時と同様の状況であり何ら進展していなかった。また、当法人が札幌市へ協議の実施等を積極的に働きかけた形跡もなかった。

この状況は、外形的には課題の先送りをしていると捉えられかねない。

貸付事業が終了してから長期間が経過していることから、今後は、積極的に札幌市に働きかけ定期的に協議を行うなど、速やかに札幌市と協働して回収不能債権の処理方法や、債権管理業務の方向性を明確にされたい。

なお、当法人決算における徴収不能引当金の計上については、上記の課題解決を待たねばならない根拠や合理的な理由等は認められないことから、当法人の経理規程を遵守し速やかに対応されたい。

(2) 補助事業に係る費用の執行を適正に行うべきもの

【社会福祉法人札幌市社会福祉協議会】

補助金の交付を受けている事業に係る費用の執行について、以下のとおり適正を欠く事例がみられた。

- ア ボランティア振興事業について、複数の事業で使用する車両に係る駐車場の賃借料を当該事業に係る費用として支出していたもの
- イ 保育士修学資金等貸付事業について、当該事業以外の用途で使用した車両のガソリン代を当該事業に係る費用として支出していたもの

今後は、各事業に係る費用に該当するか十分精査し、適正に執行されたい。

(3) 補助金の交付申請及び実績報告を適正に行うべきもの

【社会福祉法人札幌市社会福祉協議会】

札幌市介護サービス事業所等感染症対策費補助金及び障害者総合支援事業費補助金について、職員が新型コロナウイルス感染等のため不在となった期間を補助対象とすべきところ、それ以外の期間も含めて申請及び報告したことにより、複数の事業所において、補助金を過大に受領していた。

今後は、要綱等を十分確認し、交付申請及び実績報告を適正に行われたい。

(4) 補助金の申請等を適正に行うべきもの

【社会福祉法人札幌慈啓会】

保育所に係る時間外保育促進事業費等補助金については、児童の延長保育の利用時間等に応じて補助金が算定されることから、啓明ともいき保育園において以下のような不適正な事例がみられたことから、補助金の申請に当たっては、複数名で書類確認を行うなど、その金額に誤りがないよう適正に行われたい。

- ア 延長利用日数を誤って補助申請を行っているもの
- イ 当該事業の実施要綱では、1日につき15分以上の時間外保育を利用した児童を補助対象としているが、15分未満の利用者も含めて申請しているもの

(5) 補助金の申請を適正に行うべきもの

【社会福祉法人救世軍社会事業団】

時間外保育促進事業について、当該事業の実施要綱では、1日につき15分以上の時間外保育を利用した児童を補助対象としているが、一部の保育所において、15分未満の利用者も含めて補助金を申請している事例がみられた。

補助金の申請に当たっては、複数名で書類確認を行うなど、その金額に誤りがないよう適正に行われたい。

(6) 補助金の申請を適正に行うべきもの

【社会福祉法人ろうふく会】

加配保育士等雇用促進補助金の補助対象経費には、札幌市の他の補助金の対象となる費用は計上できないとされているところ、誤認や確認不足により当該費用を補助対象経費に含めて報告していた。

補助金の申請に当たっては、複数名で書類確認を行うなど、その金額に誤りがないよう適正に行われたい。

(7) 補助金の実績報告を適正に行うべきもの

【社会福祉法人札幌全育会】

南区保育・子育て支援センターにおいて、令和3年10月にアレルギー児に対して個別食を提供していないにもかかわらず、確認不足等により実績報告時に提供したとの報告を行い、過大に補助金を受領していた。

今後は、個別食の提供実績を明確に書類等に記録を残し、実績報告において、複数名での書類の確認を行うなど、適正な事務を行われたい。

2 出資団体監査

(1) 職員の自家用車の業務使用について（意見）

【公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会】

当法人では、職員が業務に自家用車を使用する場合があるが、その使用に関する定めは無い。

自家用車の業務使用は、交通事故による職員の負傷だけではなく、加害事故による賠償責任など、当法人にも相応のリスクが伴う。そうしたリスクに備えるとともに、交通事故の未然防止の面からも、自家用車を使用できる職員及び使用の範囲、任意保険の補償内容、交通事故が起こった場合の賠償責任の範囲等のルールを定め、職員に周知徹底を図るなど、必要な対策を講じられるよう要望する。

(2) 産業廃棄物処理の委託に関する事務を適正に行うべきもの

【一般財団法人札幌市下水道資源公社】

産業廃棄物処理の委託に当たって、法令に基づく委託契約書を取り交わしていないものがみられた。

産業廃棄物の処理については、法令等により各事業者がその事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理することが義務付けられ、併せてその事務処理方法が明確に規定されている。

今後は、産業廃棄物処理の委託に関する一連の事務処理について職員の理解を十分に深めるとともに、組織内でのチェック体制の強化を図り、適正な事務の執行に努められたい。

(3) 個人情報の取扱いを適正に行うべきもの

【一般財団法人札幌市下水道資源公社】

当法人の個人情報事務取扱要領では、個人情報を取扱う業務を所管する係において、個人情報取扱業務書を作成して所管課長の決裁を経て総務課総務係に提出したのち、事務局長まで供覧することとされている。しかしながら、北海道排水設備工事責任技術者試験等実施業務に係る当該業務書については、一度も作成されていなかった。また、各課長は、所管課が保有又は利用する個人情報の保管及び管理状況について、所定の様式により年1回事務局長に報告することとされているが、当該要領の改正以降、一度も行われていなかった。

今後は、組織内で個人情報の取扱いの重要性を周知するとともに、要領等に則った適正な事務処理を行われたい。

(4) 札幌市下水道科学館清掃業務について（意見）

【一般財団法人札幌市下水道資源公社】

札幌市下水道科学館清掃業務の委託においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による、札幌市下水道科学館の休館期間中も、当初の予定通り通常清掃が実施されていた。

今後は、契約時に想定していない長期の臨時休館が発生する場合には、経済性の確保の観点から、清掃の必要箇所や頻度、費用について、検討していただくよう要望する。

(5) 長期経営ビジョンの中期事業プラン2025について（意見）

【一般財団法人札幌市下水道資源公社】

当法人は、中期事業プラン2025の取組内容について、年度ごとに取組計画を年度当初に作成して、年度末にその結果を理事長まで報告している。年度が変わっても取組計画がほぼ同様なもの、取組計画が定例業務にとどまっていると考えられるもの、報告内容に具体性がなく、成果の判断が困難なものが複数みられた。

今後は、当該プランの進捗管理を徹底して、より具体的な計画を立案し、その評価を積極的に行うよう要望する。

(6) 実施事業等会計の調査研究事業について（意見）

【一般財団法人札幌市下水道資源公社】

当法人は、令和元年度及び2年度において、脱水機の適正な管理に関する調査を行い、注入薬品量の多寡を推定できる指標を得たと報告していたが、令和3年度以降において、その研究成果を実務に反映させていなかった。また、過年度の事業報告に係る調査研究事業の考察欄において、調査継続を必要とする主旨の記載が多いにもかかわらず、別の研究に着手する例が複数みられた。

調査研究事業を含めた実施事業の財源である公益目的財産額は、令和9年度に残額がなくなる見込みとのものであり、現時点において、令和10年度以降の調査研究事業の財源確保の見通しも立っていない。については、事業の有効性の確保の観点から、過去の研究成果の活用を早急に検討するとともに、今後の調査研究対象の選定においては、調査の継続が必要とされる過年度の調査研究も含めて検討することを要望する。

3 公の施設指定管理者監査

(1) 現金及び金券類の管理について（意見）

【社会福祉法人神愛園、社会福祉法人札幌厚生会、
社会福祉法人札幌慈啓会】

札幌市と当法人が締結した指定管理施設の管理に係る協定書及び管理業務等仕様書において、「現金等の取扱に関する規定を整備し、運用する」ことや、当該規定には「金券類の管理等の適切な取扱」を含むことが定められているが、当該規定は整備されていなかった。

現金及び金券類については、規定を整備したうえで適切な管理体制を確立し、事故防止に努めるよう要望する。

(2) 仕様書の定めを満たす損害賠償保険に加入すべきもの

【公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会】

指定管理施設の管理に関する協定に定める管理業務仕様書において、被保険者を指定管理者、指定管理者から委託を受けた者、札幌市とする損害賠償保険の加入が定められているが、当法人が加入している損害賠償保険の被保険者に、一部の事業者を除き指定管理者から委託を受けた者は含まれていなかった。

仕様書の定めに従い、要件を満たす損害賠償保険内容に速やかに是正されたい。

(3) 利用料金の設定に当たり市長の承認を受けるべきもの

【公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会】

札幌市若者支援施設の利用料金の設定に当たっては、札幌市若者支援施設条例が定める額（同条例が定める使用単位を変更・新設する場合にあつては、市長が別に算定した額）の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長に協議し、その承認を得たうえで定めなければならないとされている。

当法人では当該施設の貸室について、同条例に定めのない使用単位（時間）及び料金を設定しているが、その実施に当たり市長への協議を行っていなかった。

条例等の定めに従い、適正な事務手続きを行われたい。

(4) 社会福祉総合センターに係る自主事業を適正に実施すべきもの

【社会福祉法人札幌市社会福祉協議会】

社会福祉総合センターについて、協定にて自主事業の実施に係る手続き等を定めているが、以下のとおり適正を欠く事例がみられた。

ア 自主事業に係る事業計画書を作成しておらず、札幌市の承認を得ていないもの

イ 指定管理業務と自主事業が区分された収支決算書を作成していないもの

ウ コピー機の設置、古紙回収ボックスの設置及び公衆電話の設置について、行政財産の目的外使用許可を受けておらず、目的外使用料を札幌市へ納付していないもの

今後は、協定等を厳守するとともに、チェック体制の強化を図り、自主事業を適正に行われたい。

(5) 再委託業務に係る契約事務を適正に行うべきもの

【社会福祉法人札幌市社会福祉協議会】

社会福祉総合センターに係る日常保守管理業務を再委託するに当たり、指名競争入札により契約相手を決定しているが、以下のとおり適正を欠く事例がみられた。

ア 被指名者（7者）について、仕様書で定める要件（一定の資格を有する保守員の配置）を満たす者を指名しているのか、関係書類からは判然としないもの

イ 確実な業務の履行確保のためには、本来、履行開始前に上記要件を満たすことを確認すべきであるが、履行開始後に確認しているもの

今後は、公平性や透明性を確保するために指名競争入札に係る被指名者につ

いて、仕様書で定める要件を満たしていることを明らかにする等、契約事務を適正に行われたい。

(6) 会議室等の利用料金を適正に収受等すべきもの

【社会福祉法人札幌市社会福祉協議会】

札幌市社会福祉総合センター条例では、使用時間に応じて会議室等の使用料が定められており、当法人は会議室等の利用料金について、条例と同額を申請して承認を得ている。午前9時から午後4時までの利用に際して、午前9時から正午までの午前の部及び午後1時から午後4時までの午後の部を合算した利用料金を徴収しているものの、正午から午後1時までの1時間分の利用料金を徴収していない例が散見された。

今後は、使用時間を超過又は繰上時間1時間について、承認内容に従って利用料金を適正に徴収されたい。

(7) 会議室等の利用料金の減免基準を適正に運用すべきもの

【社会福祉法人札幌市社会福祉協議会】

札幌市社会福祉総合センター使用料減免基準では、当法人に登録して恒常的に奉仕活動を行うボランティア団体が、入場料等を徴収しないで主催する福祉に関する事業を行うときには、会議室等の利用料金を免除することができる旨定められている。

ボランティア団体として登録されても、その後、恒常的に奉仕活動を行っているか、会議室等を利用する事業は福祉に関わる事業かなどの確認が不十分なために、当該基準のボランティア団体と定義するには調査が必要であり、会議室等の利用が福祉に関するものか判然としないにもかかわらず、頻回に利用料金を免除する事例がみられた。

今後は、利用前に福祉に関わる具体的な事業内容を事前に報告させる、福祉または奉仕に関する活動実績の乏しい団体には、当該基準による免除を適用せず、その後も利用料免除の要望がある場合には、恒常的な奉仕活動を行う必要があることを説明しつつ活動実態を十分確認したうえで免除の可否を判断するなど、当該基準を適正に運用されたい。

(8) 利用料金の収受に係る整理等を適正に行うべきもの

【社会福祉法人札幌市社会福祉協議会】

札幌市老人休養ホーム条例において、札幌市保養センター駒岡を指定管理者が管理する場合、同条例の規定の範囲内で市長の承認を得て定めた利用料金を収入として収受できるとされているが、当法人は、条例に規定されていないレストラン料金等についても当法人の収入として収受している。

今後は、レストラン料金等の取扱いについて速やかに札幌市と協議を行い、当法人が収受するのであればその根拠等について必要な整理を行う等、適正に対応されたい。

(9) 自主事業を適正に実施すべきもの

【社会福祉法人札幌慈啓会】

稲寿園、菊寿園及び拓寿園について、協定書及び仕様書にて自主事業の実施に係る手続き等を定めているが、以下のとおり適正を欠く事例がみられた。

- ア 自主事業に係る事業計画書及び収支計画書を作成しておらず、札幌市の承認を得ていないもの
- イ 指定管理業務と自主事業が区分された収支決算書を作成していないもの
- ウ 菊寿園及び拓寿園に係る公衆電話の設置について、行政財産の目的外使用許可を受けておらず、目的外使用料を札幌市へ納付していないもの

今後は、協定等を厳守するとともに、チェック体制の強化を図り、自主事業を適正に行われたい。

(10) 産業廃棄物処理の委託に関する事務を適正に行うべきもの

【社会福祉法人札幌慈啓会】

稲寿園における産業廃棄物処理の委託に当たって、以下のとおり、関係法令等の理解不足に起因すると思われる不適正な事例がみられた。

- ア 産業廃棄物の収集運搬及び処分を委託しているが、法令に基づく委託契約書を取り交わしていないもの
- イ 排出者である当法人が保管すべき産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、多くが所在不明であるもの

当法人に対する前回（平成29年度）の監査においても、今回と同様に拓寿園において委託契約書を取り交わしていない事例があり、現在もなお上記アのような状況であることから、当該不備が長期間改善されていない。

このことから、組織全体をとおして産業廃棄物処理の委託に係る事務について改善の意識が低いと言わざるを得ない。

産業廃棄物の処理については、法令等により各事業者がその事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理することが義務付けられ、併せてその事務処理方法が明確に規定されている。

今後は、産業廃棄物処理の委託に関する一連の事務処理について職員の理解を十分に深めるとともに、組織内でのチェック体制の強化を図り、適正な事務の執行に努められたい。

(11) 再委託業務に係る履行検査を適正に行うべきもの

【社会福祉法人札幌慈啓会】

稲寿園、菊寿園及び拓寿園について、仕様書にて第三者に対する再委託業務に関し指揮監督の徹底や必要な履行確認をするよう定められている。関係書類を確認したところ、検査員が不明であったり、検査報告書が見当たらないなど、適正に履行検査を実施したのか判然としない事例が散見された。

当法人では契約事務の取扱いマニュアルにて履行検査の方法等を定めているが、検査員が定義されていないなど、当該マニュアルに基づく事務執行では、適正な履行検査が確保されるのか懸念される。

仕様書の定めでは、第三者に対する委託業務履歴（当法人が行った指導、指示、検査、確認等の日時など）を記録する必要があることから、今後は、当該マニュアルの妥当性等を検証のうえ、仕様書の定めに対応するための見直しや周知を行うなど、チェック体制の強化を図り、管理運営を行われたい。

監査の着眼点（評価項目）等

監査の着眼点（評価項目）	
重要リスク	重要リスク設定理由
<p>【財政援助】 事業の補助金に係る事務が適正に行われないリスク 《補助金》 ①軽費老人ホーム事務費補助 ②新型コロナ検査補助 ③社福減免補助 ④介護サービス事業所等感染症対策費補助 ⑤介護サービス提供基盤等整備事業補助 ⑥結核健康診断費補助</p>	<p>■ 不適切な補助金受給があった場合、市民の信頼の低下など、公益上の影響度が大きいと考えられるため。</p>
<p>【指定管理者】 報告や届出が適正に行われないリスク 《指定管理施設》 ①琴寿園</p>	<p>■ 協定書等に基づいた施設の管理運営が行われていない場合、施設の設置目的を達成できない可能性があるため。また、必要な届出や報告が市に対してなされていない場合、当該指定管理者の管理運営が適切であったか否かについて市が検証ができず、改善の指導等が適切に行えない可能性があるため。</p>
<p>【指定管理者】 契約事務が適正に行われないリスク</p>	<p>■ 物品購入や役務の委託に係る契約事務については、金額や役務の性質などにより異なった手続きを要するなど、誤りが生じる可能性があるため。 ■ 契約事務が適正に行われない場合、大きな経済的損失につながる可能性があるため。</p>
<p>【指定管理者】 利用料金の取扱事務が適正に行われないリスク</p>	<p>■ 利用料金は市民等から徴収するものであり、不適切な取扱いがあった場合、市民の信頼の低下など、公益上の影響度が大きいと考えられるため。</p>
<p>上記重要リスクに対応しないもの</p>	

監査のチェックポイント	対応する指摘等の項目
<p>■ 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告等は符合するか。 ■ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助対象事業以外に流用されていないか。 ■ 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。 ■ 補助金等に係る収支の会計経理は適切か。 ■ 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。</p>	<p>—</p>
<p>■ 公の施設の管理に関し、市と交わした協定書等に基づき施設の管理運営が行われているか。協定書等に基づき、管理運営に関して必要な届出や報告が市に対してなされているか。</p>	<p>【意見】 ・現金及び金券類の管理について</p>
<p>■ 契約の方法及び手続は適正か。 ■ 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。 ■ 委託した事務事業が適正に履行されたかどうか、成果物その他実績報告書で確認したか。</p>	<p>—</p>
<p>■ 利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定は条例及び協定書等に基づき適正に行われているか。 ■ 利用料金の減免理由の判断や決裁手続きが適正に行われているか。 ■ 利用料金の未収分を的確に把握し、管理されているか。</p>	<p>—</p>

監査の着眼点（評価項目）等

監査の着眼点（評価項目）	
重要リスク	重要リスク設定理由
【出資団体】 会計経理及び財産管理事務が適正に行われ ないリスク	<ul style="list-style-type: none"> ■ 会計経理及び財産管理事務に不備があった場合、市民の信頼の低下など、公益上の影響度が大きいと考えられるため。 ■ 現金等の紛失や横領など、重大な事故につながる可能性があるため。
【出資団体】 契約事務が適正に行われ ないリスク	<ul style="list-style-type: none"> ■ 物品購入や役務の委託に係る契約事務については、金額や役務の内容などにより異なった手続きを要するなど、誤りを生じさせる可能性があるため。 ■ 契約事務が適正に行われ ない場合、大きな経済的損失につながる可能性があるため。
【指定管理者】 報告や届出が適正に行われ ないリスク 《指定管理施設》 ①児童会館（109） ②こども人形劇場 ③こどもの劇場 ④エルプラザ公共4施設 ⑤若者支援総合センター ほか	<ul style="list-style-type: none"> ■ 協定書等に基づいた施設の管理運営が行われていない場合、施設の設置目的を達成できない可能性があるため。また、必要な届出や報告が市に対してなされていない場合、当該指定管理者の管理運営が適切であったか否かについて市が検証ができず、改善の指導等が適切に行えない可能性があるため。
【指定管理者】 契約事務が適正に行われ ないリスク	<ul style="list-style-type: none"> ■ 物品購入や役務の委託に係る契約事務については、金額や役務の性質などにより異なった手続きを要するなど、誤りが生じる可能性があるため。 ■ 契約事務が適正に行われ ない場合、大きな経済的損失につながる可能性があるため。
【指定管理者】 利用料金の取扱事務が適正 に行われ ないリスク	<ul style="list-style-type: none"> ■ 利用料金は市民等から徴収するものであり、不適切な取扱いがあった場合、市民の信頼の低下など、公益上の影響度が大きいと考えられるため。
上記重要リスクに対応し ないもの	

公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会

監査のチェックポイント	対応する指摘等の項目
<ul style="list-style-type: none"> ■ 違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。 ■ 現金、金券類の保管及び取扱いは適正か。 ■ 経理事務について、執行機関における管理点検体制が確立され、有効に機能しているか。 ■ 各種の帳簿及び書類は、法令等に定められた様式を使用し、各種証拠書類の整理保存等は適正に行われているか。 ■ 財産台帳は調整され、取得、処分等の異動について正確に記録されているか。 ■ 物品の出納受払いは適正に行われているか。 	—
<ul style="list-style-type: none"> ■ 契約の方法及び手続は適正か。 ■ 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。 ■ 委託した事務事業が適正に履行されたかどうか、成果物その他実績報告書で確認したか。 	—
<ul style="list-style-type: none"> ■ 公の施設の管理に関し、市と交わした協定書等に基づき施設の管理運営が行われているか。協定書等に基づき、管理運営に関して必要な届出や報告が市に対してなされているか。 	<p>【指摘事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 仕様書の定めを満たす損害賠償保険に加入すべきもの
<ul style="list-style-type: none"> ■ 契約の方法及び手続は適正か。 ■ 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。 ■ 委託した事務事業が適正に履行されたかどうか、成果物その他実績報告書で確認したか。 	—
<ul style="list-style-type: none"> ■ 利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定は条例及び協定書等に基づき適正に行われているか。 ■ 利用料金の減免理由の判断や決裁手続きが適正に行われているか。 ■ 利用料金の未収分を的確に把握し、管理されているか。 	<p>【指摘事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用料金の設定に当たり市長の承認を受けるべきもの
	<p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の自家用車の業務使用について

監査の着眼点（評価項目）等

監査の着眼点（評価項目）	
重要リスク	重要リスク設定理由
<p>【財政援助】 事業の補助金に係る事務が適正に行われないリスク 《補助金》 ①障がい者協働事業補助 ②地域子育て支援拠点事業（ひろば型）補助 ③新型コロナ対策事業費補助</p>	<p>■ 不適切な補助金受給があった場合、市民の信頼の低下など、公益上の影響度が大きいと考えられるため。</p>
<p>【指定管理者】 報告や届出が適正に行われないリスク 《指定管理施設》 ①北区民センター ②篠路コミュニティセンター ③新琴似・新川地区センター ④厚別西地区センター ⑤里塚・美しが丘地区センター ほか</p>	<p>■ 協定書等に基づいた施設の管理運営が行われていない場合、施設の設置目的を達成できない可能性があるため。また、必要な届出や報告が市に対してなされていない場合、当該指定管理者の管理運営が適切であったか否かについて市が検証ができず、改善の指導等が適切に行えない可能性があるため。</p>
<p>【指定管理者】 契約事務が適正に行われないリスク</p>	<p>■ 物品購入や役務の委託に係る契約事務については、金額や役務の性質などにより異なった手続きを要するなど、誤りが生じる可能性があるため。 ■ 契約事務が適正に行われない場合、大きな経済的損失につながる可能性があるため。</p>
<p>【指定管理者】 利用料金の取扱事務が適正に行われないリスク</p>	<p>■ 利用料金は市民等から徴収するものであり、不適切な取扱いがあった場合、市民の信頼の低下など、公益上の影響度が大きいと考えられるため。</p>
<p>上記重要リスクに対応しないもの</p>	

特定非営利活動法人ワークスコープ

監査のチェックポイント	対応する指摘等の項目
<p>■ 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告等は符合するか。 ■ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助対象事業以外に流用されていないか。 ■ 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。 ■ 補助金等に係る収支の会計経理は適切か。 ■ 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。</p>	—
<p>■ 公の施設の管理に関し、市と交わした協定書等に基づき施設の管理運営が行われているか。協定書等に基づき、管理運営に関して必要な届出や報告が市に対してなされているか。</p>	—
<p>■ 契約の方法及び手続は適正か。 ■ 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。 ■ 委託した事務事業が適正に履行されたかどうか、成果物その他実績報告書で確認したか。</p>	—
<p>■ 利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定は条例及び協定書等に基づき適正に行われているか。 ■ 利用料金の減免理由の判断や決裁手続きが適正に行われているか。 ■ 利用料金の未収分を的確に把握し、管理されているか。</p>	—
	—

監査の着眼点（評価項目）等

監査の着眼点（評価項目）	
重要リスク	重要リスク設定理由
<p>【財政援助】 事業の補助金に係る事務が適正に行われないリスク 《補助金》 ①社会福祉協議会運営費補助 ②地域福祉推進事業補助（人件費） ③民児協支援事業補助（人件費） ④福祉除雪事業補助（人件費） ⑤福祉除雪事業補助ほか</p>	<p>■ 不適切な補助金受給があった場合、市民の信頼の低下など、公益上の影響度が大きいと考えられるため。</p>
<p>【指定管理者】 報告や届出が適正に行われないリスク 《指定管理施設》 ①社会福祉総合センター ②長生園 ③保養センター駒岡 ④老人福祉センター（8）</p>	<p>■ 協定書等に基づいた施設の管理運営が行われていない場合、施設の設置目的を達成できない可能性があるため。また、必要な届出や報告が市に対してなされていない場合、当該指定管理者の管理運営が適切であったか否かについて市が検証ができず、改善の指導等が適切に行えない可能性があるため。</p>
<p>【指定管理者】 契約事務が適正に行われないリスク</p>	<p>■ 物品購入や役務の委託に係る契約事務については、金額や役務の性質などにより異なった手続きを要するなど、誤りが生じる可能性があるため。 ■ 契約事務が適正に行われない場合、大きな経済的損失につながる可能性があるため。</p>
<p>【指定管理者】 利用料金の取扱事務が適正に行われないリスク</p>	<p>■ 利用料金は市民等から徴収するものであり、不適切な取扱いがあった場合、市民の信頼の低下など、公益上の影響度が大きいと考えられるため。</p>
<p>上記重要リスクに対応しないもの</p>	

社会福祉法人札幌市社会福祉協議会

監査のチェックポイント	対応する指摘等の項目
<p>■ 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告等は符合するか。 ■ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助対象事業以外に流用されていないか。 ■ 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。 ■ 補助金等に係る収支の会計経理は適切か。 ■ 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。</p>	<p>【指摘事項】 ・ あったか応援資金の債権管理状況を適正に反映した決算を行うべきもの ・ 補助事業に係る費用の執行を適正に行うべきもの ・ 補助金の交付申請及び実績報告を適正に行うべきもの</p>
<p>■ 公の施設の管理に関し、市と交わした協定書等に基づき施設の管理運営が行われているか。協定書等に基づき、管理運営に関して必要な届出や報告が市に対してなされているか。</p>	<p>【指摘事項】 ・ 社会福祉総合センターに係る自主事業を適正に実施すべきもの</p>
<p>■ 契約の方法及び手続は適正か。 ■ 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ確実に整備されているか。また、これらの内容は適正か。 ■ 委託した事務事業が適正に履行されたかどうか、成果物その他実績報告書で確認したか。</p>	<p>【指摘事項】 ・ 再委託業務に係る契約事務を適正に行うべきもの</p>
<p>■ 利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定は条例及び協定書等に基づき適正に行われているか。 ■ 利用料金の減免理由の判断や決裁手続きが適正に行われているか。 ■ 利用料金の未収分を的確に把握し、管理されているか。</p>	<p>【指摘事項】 ・ 会議室等の利用料金を適正に収受等すべきもの ・ 会議室等の利用料金の減免基準を適正に運用すべきもの ・ 利用料金の収受に係る整理等を適正に行うべきもの</p>

監査の着眼点（評価項目）等

監査の着眼点（評価項目）	
重要リスク	重要リスク設定理由
<p>【財政援助】 事業の補助金に係る事務が適正に行われないリスク 《補助金》 ①札幌市あけぼの荘給与等改善費補助</p>	<p>■ 不適切な補助金受給があった場合、市民の信頼の低下など、公益上の影響度が大きいと考えられるため。</p>
<p>【指定管理者】 報告や届出が適正に行われないリスク 《指定管理施設》 ①あけぼの荘</p>	<p>■ 協定書等に基づいた施設の管理運営が行われていない場合、施設の設置目的を達成できない可能性があるため。また、必要な届出や報告が市に対してなされていない場合、当該指定管理者の管理運営が適切であったか否かについて市が検証ができず、改善の指導等が適切に行えない可能性があるため。</p>
<p>【指定管理者】 契約事務が適正に行われないリスク</p>	<p>■ 物品購入や役務の委託に係る契約事務については、金額や役務の性質などにより異なった手続きを要するなど、誤りが生じる可能性があるため。 ■ 契約事務が適正に行われない場合、大きな経済的損失につながる可能性があるため。</p>
<p>【指定管理者】 利用料金の取扱事務が適正に行われないリスク</p>	<p>■ 利用料金は市民等から徴収するものであり、不適切な取扱いがあった場合、市民の信頼の低下など、公益上の影響度が大きいと考えられるため。</p>
<p>上記重要リスクに対応しないもの</p>	

社会福祉法人札幌厚生会

監査のチェックポイント	対応する指摘等の項目
<p>■ 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告等は符合するか。 ■ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助対象事業以外に流用されていないか。 ■ 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。 ■ 補助金等に係る収支の会計経理は適切か。 ■ 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。</p>	—
<p>■ 公の施設の管理に関し、市と交わした協定書等に基づき施設の管理運営が行われているか。協定書等に基づき、管理運営に関して必要な届出や報告が市に対してなされているか。</p>	<p>【意見】 ・現金及び金券類の管理について</p>
<p>■ 契約の方法及び手続は適正か。 ■ 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。 ■ 委託した事務事業が適正に履行されたかどうか、成果物その他実績報告書で確認したか。</p>	—
<p>■ 利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定は条例及び協定書等に基づき適正に行われているか。 ■ 利用料金の減免理由の判断や決裁手続きが適正に行われているか。 ■ 利用料金の未収分を的確に把握し、管理されているか。</p>	—

監査の着眼点（評価項目）等

監査の着眼点（評価項目）	
重要リスク	重要リスク設定理由
<p>【財政援助】 事業の補助金に係る事務が適正に行われないリスク 《補助金》 ①社福減免補助 ②介護サービス事業所等感染症対策費補助 ③結核健康診断費補助 ④私立認可保育所各種補助 ⑤時間外保育促進事業費等補助 ほか</p>	<p>■ 不適切な補助金受給があった場合、市民の信頼の低下など、公益上の影響度が大きいと考えられるため。</p>
<p>【指定管理者】 報告や届出が適正に行われないリスク 《指定管理施設》 ①稲寿園 ②菊寿園 ③拓寿園</p>	<p>■ 協定書等に基づいた施設の管理運営が行われていない場合、施設の設置目的を達成できない可能性があるため。また、必要な届出や報告が市に対してなされていない場合、当該指定管理者の管理運営が適切であったか否かについて市が検証ができず、改善の指導等が適切に行えない可能性があるため。</p>
<p>【指定管理者】 契約事務が適正に行われないリスク</p>	<p>■ 物品購入や役務の委託に係る契約事務については、金額や役務の性質などにより異なった手続きを要するなど、誤りが生じる可能性があるため。 ■ 契約事務が適正に行われない場合、大きな経済的損失につながる可能性があるため。</p>
<p>【指定管理者】 利用料金の取扱事務が適正に行われないリスク</p>	<p>■ 利用料金は市民等から徴収するものであり、不適切な取扱いがあった場合、市民の信頼の低下など、公益上の影響度が大きいと考えられるため。</p>
<p>上記重要リスクに対応しないもの</p>	

社会福祉法人札幌慈啓会

監査のチェックポイント	対応する指摘等の項目
<p>■ 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告等は符合するか。 ■ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助対象事業以外に流用されていないか。 ■ 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。 ■ 補助金等に係る収支の会計経理は適切か。 ■ 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。</p>	<p>【指摘事項】 ・ 補助金の申請等を適正に行うべきもの</p>
<p>■ 公の施設の管理に関し、市と交わした協定書等に基づき施設の管理運営が行われているか。協定書等に基づき、管理運営に関して必要な届出や報告が市に対してなされているか。</p>	<p>【指摘事項】 ・ 自主事業を適正に実施すべきもの 【意見】 ・ 現金及び金券類の管理について</p>
<p>■ 契約の方法及び手続は適正か。 ■ 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。 ■ 委託した事務事業が適正に履行されたかどうか、成果物その他実績報告書で確認したか。</p>	<p>【指摘事項】 ・ 産業廃棄物処理の委託に関する事務を適正に行うべきもの ・ 再委託業務に係る履行検査を適正に行うべきもの</p>
<p>■ 利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定は条例及び協定書等に基づき適正に行われているか。 ■ 利用料金の減免理由の判断や決裁手続きが適正に行われているか。 ■ 利用料金の未収分を的確に把握し、管理されているか。</p>	<p>—</p>

監査の着眼点（評価項目）等

監査の着眼点（評価項目）	
重要リスク	重要リスク設定理由
<p>【財政援助】 事業の補助金に係る事務が適正に行われないリスク 《補助金》 ①私立認可保育所各種補助 ②時間外保育促進事業費等補助 ③食物アレルギー児保育事業費補助 ④障がい児保育事業費補助 ⑤新型コロナ対策事業費補助 ほか</p>	<p>■ 不適切な補助金受給があった場合、市民の信頼の低下など、公益上の影響度が大きいと考えられるため。</p>
<p>【指定管理者】 報告や届出が適正に行われないリスク 《指定管理施設》 ①しせいかん保育園</p>	<p>■ 協定書等に基づいた施設の管理運営が行われていない場合、施設の設置目的を達成できない可能性があるため。また、必要な届出や報告が市に対してなされていない場合、当該指定管理者の管理運営が適切であったか否かについて市が検証ができず、改善の指導等が適切に行えない可能性があるため。</p>
<p>【指定管理者】 契約事務が適正に行われないリスク</p>	<p>■ 物品購入や役務の委託に係る契約事務については、金額や役務の性質などにより異なった手続きを要するなど、誤りが生じる可能性があるため。 ■ 契約事務が適正に行われない場合、大きな経済的損失につながる可能性があるため。</p>
<p>【指定管理者】 利用料金の取扱事務が適正に行われないリスク</p>	<p>■ 利用料金は市民等から徴収するものであり、不適切な取扱いがあった場合、市民の信頼の低下など、公益上の影響度が大きいと考えられるため。</p>
<p>上記重要リスクに対応しないもの</p>	

社会福祉法人救世軍社会事業団

監査のチェックポイント	対応する指摘等の項目
<p>■ 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告等は符合するか。 ■ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助対象事業以外に流用されていないか。 ■ 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。 ■ 補助金等に係る収支の会計経理は適切か。 ■ 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。</p>	<p>【指摘事項】 ・ 補助金の申請を適正に行うべきもの</p>
<p>■ 公の施設の管理に関し、市と交わした協定書等に基づき施設の管理運営が行われているか。協定書等に基づき、管理運営に関して必要な届出や報告が市に対してなされているか。</p>	—
<p>■ 契約の方法及び手続は適正か。 ■ 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。 ■ 委託した事務事業が適正に履行されたかどうか、成果物その他実績報告書で確認したか。</p>	—
<p>■ 利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定は条例及び協定書等に基づき適正に行われているか。 ■ 利用料金の減免理由の判断や決裁手続きが適正に行われているか。 ■ 利用料金の未収分を的確に把握し、管理されているか。</p>	—

監査の着眼点（評価項目）等

監査の着眼点（評価項目）	
重要リスク	重要リスク設定理由
<p>【財政援助】 事業の補助金に係る事務が適正に行われないリスク 《補助金》 ①私立認可保育所各種補助 ②時間外保育促進事業費等補助 ③食物アレルギー児保育事業費補助 ④障がい児保育事業費補助 ⑤新型コロナ対策事業費補助 ほか</p>	<p>■ 不適切な補助金受給があった場合、市民の信頼の低下など、公益上の影響度が大きいと考えられるため。</p>
<p>【指定管理者】 報告や届出が適正に行われないリスク 《指定管理施設》 ①二十四軒南保育園</p>	<p>■ 協定書等に基づいた施設の管理運営が行われていない場合、施設の設置目的を達成できない可能性があるため。また、必要な届出や報告が市に対してなされていない場合、当該指定管理者の管理運営が適切であったか否かについて市が検証ができず、改善の指導等が適切に行えない可能性があるため。</p>
<p>【指定管理者】 契約事務が適正に行われないリスク</p>	<p>■ 物品購入や役務の委託に係る契約事務については、金額や役務の性質などにより異なった手続きを要するなど、誤りが生じる可能性があるため。 ■ 契約事務が適正に行われない場合、大きな経済的損失につながる可能性があるため。</p>
<p>【指定管理者】 利用料金の取扱事務が適正に行われないリスク</p>	<p>■ 利用料金は市民等から徴収するものであり、不適切な取扱いがあった場合、市民の信頼の低下など、公益上の影響度が大きいと考えられるため。</p>
<p>上記重要リスクに対応しないもの</p>	

社会福祉法人発寒子どもの園

監査のチェックポイント	対応する指摘等の項目
<p>■ 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告等は符合するか。 ■ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助対象事業以外に流用されていないか。 ■ 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。 ■ 補助金等に係る収支の会計経理は適切か。 ■ 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。</p>	—
<p>■ 公の施設の管理に関し、市と交わした協定書等に基づき施設の管理運営が行われているか。協定書等に基づき、管理運営に関して必要な届出や報告が市に対してなされているか。</p>	—
<p>■ 契約の方法及び手続は適正か。 ■ 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。 ■ 委託した事務事業が適正に履行されたかどうか、成果物その他実績報告書で確認したか。</p>	—
<p>■ 利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定は条例及び協定書等に基づき適正に行われているか。 ■ 利用料金の減免理由の判断や決裁手続きが適正に行われているか。 ■ 利用料金の未収分を的確に把握し、管理されているか。</p>	—

監査の着眼点（評価項目）等

監査の着眼点（評価項目）	
重要リスク	重要リスク設定理由
<p>【財政援助】 事業の補助金に係る事務が適正に行われないリスク 《補助金》 ①私立認可保育所各種補助 ②時間外保育促進事業費等補助 ③一時保育促進事業補助 ④食物アレルギー児保育事業費補助 ⑤障がい児保育事業費補助 ほか</p>	<p>■ 不適切な補助金受給があった場合、市民の信頼の低下など、公益上の影響度が大きいと考えられるため。</p>
<p>【指定管理者】 報告や届出が適正に行われないリスク 《指定管理施設》 ①大通保育園</p>	<p>■ 協定書等に基づいた施設の管理運営が行われていない場合、施設の設置目的を達成できない可能性があるため。また、必要な届出や報告が市に対してなされていない場合、当該指定管理者の管理運営が適切であったか否かについて市が検証ができず、改善の指導等が適切に行えない可能性があるため。</p>
<p>【指定管理者】 契約事務が適正に行われないリスク</p>	<p>■ 物品購入や役務の委託に係る契約事務については、金額や役務の性質などにより異なった手続きを要するなど、誤りが生じる可能性があるため。 ■ 契約事務が適正に行われない場合、大きな経済的損失につながる可能性があるため。</p>
<p>【指定管理者】 利用料金の取扱事務が適正に行われないリスク</p>	<p>■ 利用料金は市民等から徴収するものであり、不適切な取扱いがあった場合、市民の信頼の低下など、公益上の影響度が大きいと考えられるため。</p>
<p>上記重要リスクに対応しないもの</p>	

社会福祉法人ろうふく会

監査のチェックポイント	対応する指摘等の項目
<p>■ 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告等は符合するか。 ■ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助対象事業以外に流用されていないか。 ■ 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。 ■ 補助金等に係る収支の会計経理は適切か。 ■ 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。</p>	<p>【指摘事項】 ・ 補助金の申請を適正に行うべきもの</p>
<p>■ 公の施設の管理に関し、市と交わした協定書等に基づき施設の管理運営が行われているか。協定書等に基づき、管理運営に関して必要な届出や報告が市に対してなされているか。</p>	—
<p>■ 契約の方法及び手続は適正か。 ■ 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。 ■ 委託した事務事業が適正に履行されたかどうか、成果物その他実績報告書で確認したか。</p>	—
<p>■ 利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定は条例及び協定書等に基づき適正に行われているか。 ■ 利用料金の減免理由の判断や決裁手続きが適正に行われているか。 ■ 利用料金の未収分を的確に把握し、管理されているか。</p>	—

監査の着眼点（評価項目）等

監査の着眼点（評価項目）	
重要リスク	重要リスク設定理由
<p>【財政援助】 事業の補助金に係る事務が適正に行われないリスク 《補助金》 ①私立認可保育所各種補助 ②時間外保育促進事業費等補助 ③食物アレルギー児保育事業費補助 ④障がい児保育事業費補助 ⑤新型コロナ対策事業費補助 ほか</p>	<p>■ 不適切な補助金受給があった場合、市民の信頼の低下など、公益上の影響度が大きいと考えられるため。</p>
<p>【指定管理者】 報告や届出が適正に行われないリスク 《指定管理施設》 ①南区保育・子育て支援センター</p>	<p>■ 協定書等に基づいた施設の管理運営が行われていない場合、施設の設置目的を達成できない可能性があるため。また、必要な届出や報告が市に対してなされていない場合、当該指定管理者の管理運営が適切であったか否かについて市が検証ができず、改善の指導等が適切に行えない可能性があるため。</p>
<p>【指定管理者】 契約事務が適正に行われないリスク</p>	<p>■ 物品購入や役務の委託に係る契約事務については、金額や役務の性質などにより異なった手続きを要するなど、誤りが生じる可能性があるため。 ■ 契約事務が適正に行われない場合、大きな経済的損失につながる可能性があるため。</p>
<p>【指定管理者】 利用料金の取扱事務が適正に行われないリスク</p>	<p>■ 利用料金は市民等から徴収するものであり、不適切な取扱いがあった場合、市民の信頼の低下など、公益上の影響度が大きいと考えられるため。</p>
<p>上記重要リスクに対応しないもの</p>	

社会福祉法人札幌全育会

監査のチェックポイント	対応する指摘等の項目
<p>■ 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告等は符合するか。 ■ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助対象事業以外に流用されていないか。 ■ 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。 ■ 補助金等に係る収支の会計経理は適切か。 ■ 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。</p>	<p>【指摘事項】 ・ 補助金の実績報告を適正に行うべきもの</p>
<p>■ 公の施設の管理に関し、市と交わした協定書等に基づき施設の管理運営が行われているか。協定書等に基づき、管理運営に関して必要な届出や報告が市に対してなされているか。</p>	—
<p>■ 契約の方法及び手続は適正か。 ■ 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。 ■ 委託した事務事業が適正に履行されたかどうか、成果物その他実績報告書で確認したか。</p>	—
<p>■ 利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定は条例及び協定書等に基づき適正に行われているか。 ■ 利用料金の減免理由の判断や決裁手続きが適正に行われているか。 ■ 利用料金の未収分を的確に把握し、管理されているか。</p>	—
	—

監査の着眼点（評価項目）等

監査の着眼点（評価項目）	
重要リスク	重要リスク設定理由
【出資団体】 会計経理及び財産管理事務が 適正に行われないリスク	<ul style="list-style-type: none"> ■ 会計経理及び財産管理事務に不備があった場合、市民の信頼の低下など、公益上の影響度が大きいと考えられるため。 ■ 現金等の紛失や横領など、重大な事故につながる可能性があるため。
【出資団体】 契約事務が適正に行われない リスク	<ul style="list-style-type: none"> ■ 物品購入や役務の委託に係る契約事務については、金額や役務の内容などにより異なった手続きを要するなど、誤りを生じさせる可能性があるため。 ■ 契約事務が適正に行われない場合、大きな経済的損失につながる可能性があるため。
上記重要リスクに対応しない もの	

一般財団法人札幌市下水道資源公社

監査のチェックポイント	対応する指摘等の項目
<ul style="list-style-type: none"> ■ 違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。 ■ 現金、金券類の保管及び取扱いは適正か。 ■ 経理事務について、執行機関における管理点検体制が確立され、有効に機能しているか。 ■ 各種の帳簿及び書類は、法令等に定められた様式を使用し、各種証拠書類の整理保存等は適正に行われているか。 ■ 財産台帳は調整され、取得、処分等の異動について正確に記録されているか。 ■ 物品の出納受払いは適正に行われているか。 	—
<ul style="list-style-type: none"> ■ 契約の方法及び手続は適正か。 ■ 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は确实かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。 ■ 委託した事務事業が適正に履行されたかどうか、成果物その他実績報告書で確認したか。 	<p>【指摘事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 産業廃棄物処理の委託に関する事務を適正に行うべきもの <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 札幌市下水道科学館清掃業務について
	<p>【指摘事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報の取り扱いを適正に行うべきもの <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 長期経営ビジョンの中期事業プラン2025について ・ 実施事業等会計の調査研究事業について

参 考

監査対象団体の概要

1 財政援助団体監査

(1) 社会福祉法人神愛園

この法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう、イエス・キリストの隣人愛の精神に立って支援することを目的として、昭和45年に設立されたものである。

札幌市は、公の施設である軽費老人ホーム（B型）札幌市琴寿園の管理運営をこの法人に行わせており、令和3年度は、この施設の維持管理運営等に要する経費として3,542万円を支出している。また、この法人が行う軽費老人ホームの運営に係る経費等に対し1億753万円の補助金を交付している。

補助金の内容

(単位 円)

区 分	補 助 金 額	所 管 部 局
軽費老人ホーム事務費補助	90,937,845	保 健 福 祉 局 高 齢 保 健 福 祉 部
社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額減額措置事業補助	911,000	
介護サービス事業所等感染症対策費補助	1,724,000	
介護サービス提供基盤等整備事業補助	13,697,000	
新型コロナウイルス感染症検査補助	180,000	
結核健康診断費補助	83,502	保 健 福 祉 局 保 健 所
合 計	107,533,347	

(2) 特定非営利活動法人ワーカーズコープ

この法人は、地域の中で人々が生活するために必要としている仕事を協同でおこし、あるいはその活動を支援し、協同の息吹溢れる新しいコミュニティを創造することで、豊かで活力のある社会の実現に寄与することを目的として、平成13年に設立されたものである。

札幌市は、公の施設である札幌市手稲老人福祉センター、札幌市北区民センター、札幌市篠路コミュニティセンター及び4つの地区センターの管理運営をこの法人に行わせており、令和3年度は、これらの施設の維持管理運営等に要する経費として1億9,088万円を支出している。また、この法人が行う障がい者協働事業の運営に係る経費等に対し1,758万円の補助金を交付して

いる。

補助金の内容

(単位 円)

区	分	補助金額	所管部局
	障がい者協働事業運営費補助	7,157,000	保健福祉局 障がい保健福祉部
	地域子育て支援拠点事業(ひろば型)補助	10,126,250	子ども未来局
	新型コロナウイルス感染症対策事業費補助	300,000	子育て支援部
合	計	17,583,250	

(3) 社会福祉法人札幌市社会福祉協議会

この法人は、札幌市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的として、昭和39年に設立されたものである。

札幌市は、公の施設である札幌市社会福祉総合センター及び札幌市長生園等の管理運営をこの法人に行わせており、令和3年度は、これらの施設の維持管理運営等に要する経費として6億743万円を支出している。また、この法人の運営に係る経費等に対し7億9,445万円の補助金を交付している。

補助金の内容

(単位 円)

区 分	補助金額	所管部局
社会福祉協議会運営費補助	172,150,000	保健福祉局 総務部
地域福祉推進事業補助（人件費）	99,022,000	
民児協支援事業補助（人件費）	10,977,000	
福祉除雪事業補助（人件費）	22,600,000	
福祉除雪事業補助	94,970,886	
日常生活自立支援事業補助	47,828,700	
法人後見事業補助	4,048,000	
福祉サービス苦情相談事業補助	416,000	
生活福祉相談支援事業補助（人件費）	58,437,000	
要保護世帯等援護事業補助	560,468	
ボランティア振興事業補助	55,266,178	
地域支え合い有償ボランティア事業補助	15,879,000	
あったか応援資金債権管理事業補助	4,290,000	
高齢者福祉バス事業補助	5,637,990	保健福祉局 高齢保健福祉部
介護サービス事業所等感染症対策費補助	483,000	
高齢者施設新型コロナウイルス感染症検査補助	95,000	保健福祉局 障がい保健福祉部
障がい者講師等派遣事業補助	753,089	
障害者総合支援事業補助	480,000	子ども未来局 子育て支援部
保育士修学資金貸付事業補助	200,414,943	
新型コロナウイルス感染症対策事業費補助	150,000	
合 計	794,459,254	

(4) 社会福祉法人札幌厚生会

この法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、昭和28年に設立されたものである。

札幌市は、公の施設である救護施設札幌市あけぼの荘の管理運営をこの法人に行わせており、令和3年度は、この施設の維持管理運営等に要する経費には、地方自治体から支弁される施設事務費及び入所者負担金の合計額2億1,542万円が充てられている。また、同施設の運営に係る経費等に対し2,504万円の補助金を交付している。

補助金の内容

(単位 円)

区 分	補 助 金 額	所 管 部 局
札幌市あけぼの荘給与等改善費補助	25,047,140	保 健 福 祉 局 総 務 部
合 計	25,047,140	

(5) 社会福祉法人札幌慈啓会

この法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、大正14年に設立されたものである。

札幌市は、公の施設である札幌市稲寿園、札幌市菊寿園及び札幌市拓寿園の管理運営をこの法人に行わせており、令和3年度は、これらの施設の維持管理運営等に要する経費として1億2,482万円を支出している。また、この法人が行う市内1保育園の運営に係る経費等に対し1,903万円の補助金を交付している。

補助金の内容

(単位 円)

区 分	補助金額	所管部局
社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額減額措置事業補助	1,773,000	保健福祉局 高齢保健福祉部
介護サービス事業所等感染症対策費補助	3,676,000	
結核健康診断費補助	144,612	保健福祉局 保健所
新型コロナウイルスワクチン接種体制確保協力金	2,530,000	保健福祉局 医療対策室
時間外保育促進事業費等補助	313,200	子ども未来局 子育て支援部
一時保育事業（一般型保育所タイプ）費補助	246,000	
私立認可保育所等に対する各種補助	8,778,710	
食物アレルギー児保育事業費補助	240,000	
実費徴収に係る補足給付事業補助	58,840	
保育士・幼稚園教諭等处遇改善臨時特例事業補助	469,880	
社会福祉施設整備資金借入利子補助	309,009	
新型コロナウイルス感染症対策事業費補助	493,000	
合 計	19,032,251	

(6) 社会福祉法人救世軍社会事業団

この法人は、救世軍の主義精神及び軍律に基づき、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、昭和47年に設立されたものである。

札幌市は、公の施設である札幌市しせいかん保育園の管理運営をこの法人に行わせており、令和3年度は、これらの施設の維持管理運営等に要する経費として1億2,473万円を支出している。また、この法人が行う市内3保育園

の運営に係る経費等に対し4,143万円の補助金を交付している。

補助金の内容

(単位 円)

区	分	補助金額	所管部局
時間外保育促進事業費等補助		7,711,860	子ども未来局 子育て支援部
私立認可保育所等に対する各種補助		23,703,246	
食物アレルギー児保育事業費補助		740,000	
障がい児保育事業費補助		4,635,560	
実費徴収に係る補足給付事業補助		51,701	
保育支援者配置事業費補助		699,750	
保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業補助		1,376,580	
社会福祉施設整備資金借入利子補助		22,000	
新型コロナウイルス感染症対策事業費補助		2,497,000	
合	計	41,437,697	

(7) **社会福祉法人発寒子どもの園**

この法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、昭和46年に設立されたものである。

札幌市は、公の施設である札幌市二十四軒南保育園の管理運営をこの法人に行わせており、令和3年度は、この施設の維持管理運営等に要する経費として1億1,512万円を支出している。また、この法人が行う市内2保育園の運営に係る経費等に対し4,000万円の補助金を交付している。

補助金の内容

(単位 円)

区	分	補助金額	所管部局
時間外保育促進事業費等補助		12,781,350	子ども未来局 子育て支援部
私立認可保育所等に対する各種補助		23,591,920	
食物アレルギー児保育事業費補助		176,000	
障がい児保育事業費補助		1,177,120	
保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業補助		882,740	
新型コロナウイルス感染症対策事業費補助		1,392,000	
合	計	40,001,130	

(8) 社会福祉法人ろうふう会

この法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、昭和44年に設立されたものである。

札幌市は、公の施設である札幌市大通保育園の管理運営をこの法人に行わせており、令和3年度は、この施設の維持管理運営等に要する経費として8,660万円を支出している。また、この法人が行う市内3保育園の運営に係る経費等に対し4,452万円の補助金を交付している。

補助金の内容

(単位 円)

区 分	補 助 金 額	所 管 部 局
時間外保育促進事業費等補助	12,872,900	子ども未来局 子育て支援部
一時保育事業（一般型保育所タイプ）費補助	14,400	
私立認可保育所等に対する各種補助	21,424,284	
食物アレルギー児保育事業費補助	408,000	
障がい児保育事業費補助	1,765,680	
実費徴収に係る補足給付事業補助	25,740	
保育士・幼稚園教諭等处遇改善臨時特例事業補助	1,380,640	
防犯対策強化整備事業補助	4,098,000	
新型コロナウイルス感染症対策事業費補助	2,538,000	
合 計	44,527,644	

(9) 社会福祉法人札幌全育会

この法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、昭和53年に設立されたものである。

札幌市は、公の施設である札幌市南区保育・子育て支援センターの管理運営をこの法人に行わせており、令和3年度は、この法人が行う市内2施設の運営に係る経費等に対し2,533万円の補助金を交付している。

補助金の内容

(単位 円)

区	分	補助金額	所管部局
	時間外保育促進事業費等補助	1,895,970	子ども未来局 子育て支援部
	私立認可保育所等に対する各種補助	13,016,270	
	食物アレルギー児保育事業費補助	566,000	
	障がい児保育事業費補助	7,062,720	
	保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業補助	962,440	
	翻訳機等導入推進事業補助	224,000	
	社会福祉施設整備資金借入利子補助	103,299	
	新型コロナウイルス感染症対策事業費補助	1,500,000	
合	計	25,330,699	

2 出資団体監査

(1) 公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会（所管：子ども未来局子ども育成部）

この法人は、人とのつながりを通じて青少年の健全育成と青少年女性の社会参加を促進し、魅力あふれる地域社会創造のための主体的な活動を支援することにより、地域社会の発展及び向上を図り、もって豊かな生活の実現に寄与することを目的として、昭和55年に設立されたものである。

札幌市は、この法人に対し基本財産総額1,000万円のうち250万円（出資比率25.0%）を出資している。また、公の施設である札幌エルプラザ公共4施設、札幌市児童会館及び札幌市若者支援施設等の管理運営をこの法人に行わせており、令和3年度は、これらの施設の維持管理運営等に要する経費として46億609万円を支出している。

令和3年度 事業成績及び財政状態

(単位 千円)

区 分	項 目	金 額
事業成績	経常収益 A (うち札幌市からの委託料) (うち札幌市からの公の施設の指定管理費) (うち公の施設の利用料金)	7,350,807 (2,200,899) (4,606,096) (124,500)
	経常費用 B	7,204,048
	経常増減額 C=A-B	146,759
	経常外増減額 D	72,860
	法人税等 E	10,898
	当期一般正味財産増減額 F=C+D-E	208,721
	一般正味財産期首残高 G	635,857
	一般正味財産期末残高 H=F+G	844,579
	当期指定正味財産増減額 I	1,709
	指定正味財産期首残高 J	59,112
	指定正味財産期末残高 K=I+J	60,822
	正味財産期末残高 L=H+K	905,401
	財政状態 (令和4年3月31日現在)	流動資産 M
固定資産 N		1,184,549
資産合計 O=M+N		2,328,310
流動負債 P		729,151
固定負債 Q		693,756
負債合計 R=P+Q		1,422,908
指定正味財産 S		60,822
一般正味財産 T		844,579
正味財産合計 U=S+T	905,401	
負債及び正味財産合計 V=R+U	2,328,310	

(注) 1 本表は、正味財産増減計算書及び貸借対照表により作成している。
なお、千円未満は切捨てしている。

2 当事業年度は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までである。

(2) 一般財団法人札幌市下水道資源公社（所管：下水道河川局経営管理部）

この法人は、下水道事業、河川事業及び道路事業に関する調査研究、普及啓発、資源の有効活用、施設の維持管理等を行うことにより、下水道事業、河川事業及び道路事業の円滑な推進に貢献し、もって市民生活の向上と発展に寄与することを目的として、昭和58年に設立されたものである。

札幌市は、この法人に対し基本財産総額2,000万円のうち1,000万円（出資比率50%）を出資している。

令和3年度 事業成績及び財政状態

(単位 千円)

区 分	項 目	金 額
事業成績	経常収益 A (うち札幌市からの委託料)	2,934,514 (1,493,643)
	経常費用 B	2,893,541
	経常増減額 C=A-B	40,973
	経常外増減額 D	326
	法人税等 E	15,004
	当期一般正味財産増減額 F=C+D-E	26,295
	一般正味財産期首残高 G	257,833
	一般正味財産期末残高 H=F+G	284,128
	当期指定正味財産増減額 I	0
	指定正味財産期首残高 J	10,000
	指定正味財産期末残高 K=I+J	10,000
正味財産期末残高 L=H+K	294,128	
財政状態 (令和4年3月31日現在)	流動資産 M	752,505
	固定資産 N	117,850
	資産合計 O=M+N	870,355
	流動負債 P	504,374
	固定負債 Q	71,852
	負債合計 R=P+Q	576,227
	指定正味財産 S	10,000
	一般正味財産 T	284,128
正味財産合計 U=S+T	294,128	
負債及び正味財産合計 V=R+U	870,355	

(注) 1 本表は、正味財産増減計算書及び貸借対照表により作成している。

なお、千円未満は切捨てしている。

2 当事業年度は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までである。

3 公の施設指定管理者監査

(1) 社会福祉法人神愛園

法人の概要については、1(1)参照

令和3年度の管理費用等の内容

(単位 円)

公の施設名	管理費用の額	利用料金収入額	所管部局
札幌市琴寿園	35,422,000	—	保健福祉局 高齢保健福祉部
合計	35,422,000	—	

(注) 指定管理期間は、平成30年度から令和4年度までである。

(2) 公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会

法人の概要については、2(1)参照

令和3年度の管理費用等の内容

(単位 円)

公の施設名	管理費用の額	利用料金収入額	所管部局
札幌エルプラザ公共4施設	270,033,104	49,437,270	市民文化局 男女共同参画室
札幌市児童会館及び札幌市こども人形劇場	3,835,615,000	14,893,080	子ども未来局 子ども育成部
札幌市こどもの劇場「やまびこ座」	48,922,000	1,630,271	
札幌市若者支援総合センター 及び若者活動センター	188,364,000	9,799,600	
札幌市定山溪自然の村	82,898,068	10,914,970	教育委員会 生涯学習部
札幌市青少年山の家	149,921,886	37,743,600	
札幌市北方自然教育園	30,342,000	82,000	教育委員会 学校教育部
合計	4,606,096,058	124,500,791	

(注) 指定管理期間は、平成30年度から令和4年度までである。ただし、一部の児童会館については、指定管理期間の始期が異なる。

(3) 特定非営利活動法人ワーカーズコープ
法人の概要については、1(2)参照

令和3年度の管理費用等の内容

(単位 円)

公の施設名	管理費用の額	利用料金収入額	所管部局
札幌市手稲老人福祉センター	40,697,000	321,000	保健福祉局 高齢保健福祉部
札幌市北区民センター	19,903,000	22,433,420	北区市民部
札幌市篠路コミュニティセンター	27,571,000	7,628,670	
札幌市新琴似・新川地区センター	25,853,000	7,306,840	
札幌市厚別西地区センター	26,792,000	5,130,810	厚別区市民部
札幌市里塚・美しが丘地区センター	23,353,000	3,248,530	清田区市民部
札幌市はちけん地区センター	26,715,000	6,742,905	西区市民部
合 計	190,884,000	52,812,175	

(注) 指定管理期間は、平成30年度から令和4年度までである。

(4) 社会福祉法人札幌市社会福祉協議会
法人の概要については、1(3)参照

令和3年度の管理費用等の内容

(単位 円)

公の施設名	管理費用の額	利用料金収入額	所管部局
札幌市社会福祉総合センター	121,766,446	1,785,250	保健福祉局 総務部
札幌市長生園	—	468,347	保健福祉局 高齢保健福祉部
札幌市老人福祉センター(8館)	330,013,000	39,536,110	
札幌市保養センター駒岡	155,656,000	36,530,100	
合 計	607,435,446	78,319,807	

(注) 1 指定管理期間は、札幌市保養センター駒岡については令和2年度から令和6年度まで、その他の施設については平成30年度から令和4年度までである。

2 札幌市長生園については、措置費等により運営されている。

(5) 社会福祉法人札幌厚生会

法人の概要については、1(4)参照

令和3年度の管理費用等の内容

(単位 円)

公の施設名	管理費用の額	利用料金収入額	所管部局
札幌市あけぼの荘	215,429,237	—	保健福祉局 総務部
合計	215,429,237	—	

(注) 1 指定管理期間は、平成30年度から令和4年度までである。

2 管理費用の額は、地方自治体から支弁される施設事務費及び入所者負担金の合計額である。

(6) 社会福祉法人札幌慈啓会

法人の概要については、1(5)参照

令和3年度の管理費用等の内容

(単位 円)

公の施設名	管理費用の額	利用料金収入額	所管部局
札幌市稲寿園	—	93,551,708	保健福祉局 高齢保健福祉部
札幌市菊寿園	90,000,000	—	
札幌市拓寿園	34,829,000	—	
合計	124,829,000	93,551,708	

(注) 指定管理期間は、平成30年度から令和4年度までである。

(7) 社会福祉法人救世軍社会事業団

法人の概要については、1(6)参照

令和3年度の管理費用等の内容

(単位 円)

公の施設名	管理費用の額	利用料金収入額	所管部局
札幌市しせいかん保育園	124,736,350	558,100	子ども未来局 子育て支援部
合計	124,736,350	558,100	

(注) 指定管理期間は、平成30年度から令和4年度までである。

(8) 社会福祉法人発寒子どもの園

法人の概要については、1(7)参照

令和3年度の管理費用等の内容

(単位 円)

公の施設名	管理費用の額	利用料金収入額	所管部局
札幌市二十四軒南保育園	115,126,980	444,350	子ども未来局 子育て支援部
合計	115,126,980	444,350	

(注) 指定管理期間は、平成30年度から令和4年度までである。

(9) 社会福祉法人ろうふく会

法人の概要については、1(8)参照

令和3年度の管理費用等の内容

(単位 円)

公の施設名	管理費用の額	利用料金収入額	所管部局
札幌市大通保育園	86,604,550	409,800	子ども未来局 子育て支援部
合計	86,604,550	409,800	

(注) 指定管理期間は、平成30年度から令和4年度までである。

(10) 社会福祉法人札幌全育会

法人の概要については、1(9)参照

令和3年度の管理費用等の内容

(単位 円)

公の施設名	管理費用の額	利用料金収入額	所管部局
札幌市南区保育・子育て支援センター	—	4,233,930	子ども未来局 子育て支援部
合計	—	4,233,930	

(注) 指定管理期間は、平成31年度から令和5年度までである。